



規制改革推進会議 投資等WG提出資料

令和2年11月
厚生労働省

建築物環境衛生管理技術者の兼任について

規制改革ホットラインへ寄せられた要望

ICTの活用を前提に、建築物環境衛生管理技術者の兼務制限を緩和すべきである。

【（一社）日本経済団体連合会】

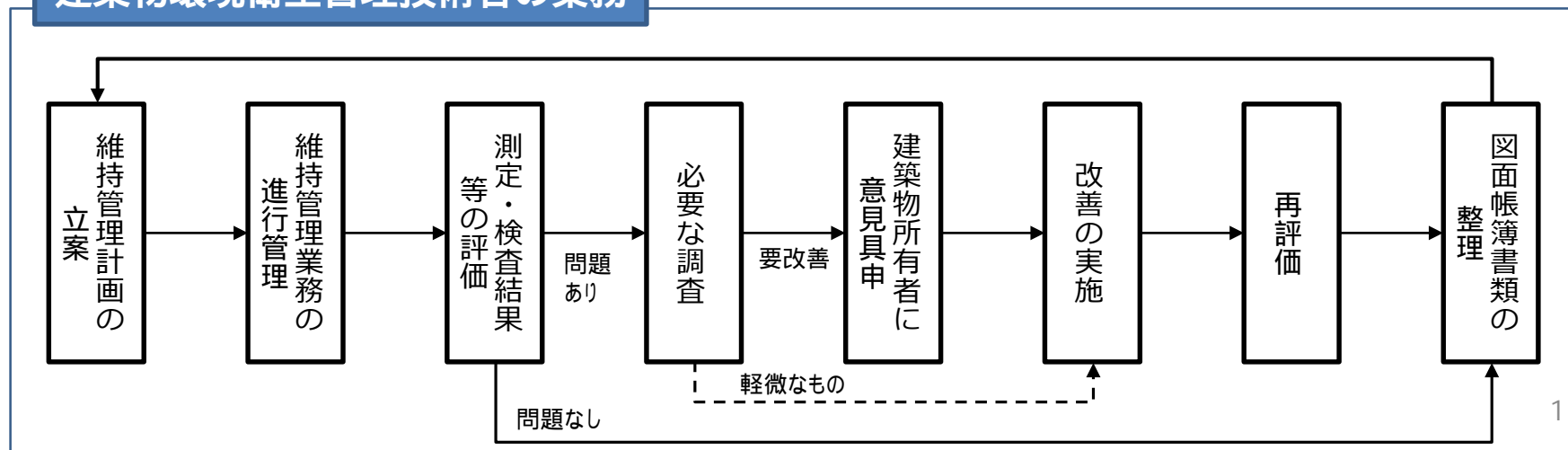
< 建築物環境衛生管理技術者とは >

特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行なわれるよう、特定建築物所有者等に対し、建築物環境衛生管理技術者の選任を義務付けている。

- () 興行場、百貨店、店舗、事務所、学校等の用に供される延べ床面積が3,000㎡以上の建築物であって、多数の者が使用・利用するもの。(平成30年度末現在、全国で46,210棟)
- () 建築物環境衛生管理技術者の特定建築物への常駐は必須ではない。

- 建築物環境衛生管理技術者の職務は、特定建築物の維持管理が建築物環境衛生管理基準に従って行なわれるよう監督することであり、必要があると認めるときには、当該特定建築物の維持管理について権原を有するものに対し、意見を述べることができる。

建築物環境衛生管理技術者の業務



建築物環境衛生管理技術者の兼任について

建築物衛生法等においては、建築物環境衛生管理技術者の選任について、以下のとおり規定している。

【建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）】

（建築物環境衛生管理技術者の選任）

第6条 特定建築物所有者等は、当該特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行なわれるように監督をさせるため、厚生労働省令の定めるところにより、建築物環境衛生管理技術者免状を有する者のうちから建築物環境衛生管理技術者を選任しなければならない。

【建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）】

（建築物環境衛生管理技術者の選任）

第5条 特定建築物所有者等は、特定建築物ごとに建築物環境衛生管理技術者を選任しなければならない。

2 前項の選任を行なうに当たっては、一の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者が、同時に他の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者とならないようにしなければならない。ただし、二以上の特定建築物について、相互の距離、それぞれの用途、構造設備、令第一条各号に掲げる用途に供される部分の延べ面積、特定建築物所有者等又は当該特定建築物の維持管理について権原を有する者の状況等から一人の建築物環境衛生管理技術者が当該二以上の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者となってもその職務を遂行するに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

< 建築物環境衛生管理技術者の兼任に関するこれまでの取組 >

「規制緩和推進計画の再改定について」（平成9年3月28日閣議決定）において「兼任が認められる事例を都道府県に示すことにより運用の統一化を図る。」とされたことを受け、

都道府県等に対する管理技術者の兼務状況の実態調査

ビルオーナー団体、ビルメンテナンス業界団体及び建築物衛生に係る有識者で構成された検討会の議論

を経て、管理技術者の兼任は原則として認めないとしつつ「ビル管理技術者の確保が困難であり、統一的管理性（ ）が確保されている場合には、例外的に3棟までの兼任を認めることがある。」旨を通知。

（ ）「統一的管理性」とは、建築物の維持管理権原者が同一で、かつ、建築物の衛生的環境の確保に係る設備が類似の形式であり、管理方法の統一化が可能なものであること

- 「規制改革推進3か年計画」（平成13年3月30日閣議決定）において、「職務遂行に支障がない範囲で兼務が認められることを明確にするとともに、兼務が認められる条件について具体的な判断基準を示す。」とされたことを受け、「管理技術者の兼任は原則として認めない」という解釈を改め、「統一的管理性が確保されている場合においては、3棟までの兼任を認める」ことを明確にした。

< 今後の対応方針 >

ICTの伸展を踏まえ、以下の**兼任要件について検討**する。

兼任できるのは 1人3棟まで

建築物の 維持管理権原者が同一

空気調和設備、給水設備など 衛生的環境の確保に係る設備の類似性

具体的には、**専門家で構成する検討会（ ）**を年内に立ち上げ、**適切な建築物環境衛生管理技術者のあり方**を検討する。

- () 検討会に参加いただく専門家は、空気調和設備等の機器メーカー、ビルオーナー団体、ビルメンテナンス業界、その他の建築物衛生に係る有識者等を想定しているが、人選は検討中

参考

建築物環境衛生管理技術者の選任について（抄）

（平成14年3月26日健発第0326015号厚生労働省健康局長通知）

以下に示す場合であって、複数の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者として職務遂行に支障がない場合には、以下のように兼任を認めることができる。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校以外の特定建築物の場合

統一的管理性が確保されている場合においては、3棟までの兼任を認めることができる。

イ 学校教育法第1条に規定する学校の場合

同一敷地内又は近接する敷地内にある建築物で、統一的管理性が確保されている場合においては、兼任を認めることができる。

なお、統一的管理性とは、建築物の維持管理権原者が同一で、かつ、空気調和設備、給水設備等建築物の衛生的環境の確保に係る設備が類似の形式であり、管理方法の統一化が可能なものをいうものであること

参考

規制緩和推進計画の再改定について（平成9年3月28日閣議決定）
（抄）

9 公害・廃棄物・環境保全関係

建築物環境衛生管理技術者に係る規制

建築物環境衛生管理技術者の兼務が認められる事例を都道府県に示すことにより運用の統一化を図る。

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）（抄）

制度の目的とのバランスを損なわない範囲で、資格者が複数の必置単位を兼務又は統括し得る制度を積極的かつ横断的に導入する。また、既に兼務又は統括が可能となっている資格についても、その条件の一層の緩和を検討する。

（建築物環境衛生管理技術者）

f 1人の資格者が複数の特定建築物の管理技術者になることについて、職務遂行に支障がない範囲で兼務が認められることを明確にするとともに、兼務が認められる条件について具体的な判断基準を示す。

参考

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）（抄）

（目的）

第1条 この法律は、多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理に関し環境衛生上必要な事項等を定めることにより、その建築物における衛生的な環境の確保を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「特定建築物」とは、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に掲げる建築物をいう。以下同じ。）で、多数の者が使用し、又は利用し、かつ、その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものとして政令で定めるものをいう。

2 前項の政令においては、建築物の用途、延べ面積等により特定建築物を定めるものとする。

（保健所の業務）

第3条 保健所は、この法律の施行に関し、次の業務を行なうものとする。

- 一 多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理について、環境衛生上の正しい知識の普及を図ること。
- 二 多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理について、環境衛生上の相談に応じ、及び環境衛生上必要な指導を行なうこと。

参考

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）（抄）

（特定建築物についての届出）

第5条 特定建築物の所有者（所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）（以下「特定建築物所有者等」という。）は、当該特定建築物が使用されるに至ったときは、その日から一箇月以内に、厚生労働省令の定めるところにより、当該特定建築物の所在場所、用途、延べ面積及び構造設備の概要、建築物環境衛生管理技術者の氏名その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下この章並びに第十三条第二項及び第三項において同じ。）に届け出なければならない。

2 前項の規定は、現に使用されている建築物が、第二条第一項の政令を改正する政令の施行に伴い、又は用途の変更、増築による延べ面積の増加等により、新たに特定建築物に該当することとなつた場合について準用する。この場合において、前項中「当該特定建築物が使用されるに至ったとき」とあるのは、「建築物が特定建築物に該当することとなつたとき」と読み替えるものとする。

3 特定建築物所有者等は、前二項の規定による届出事項に変更があつたとき、又は当該特定建築物が用途の変更等により特定建築物に該当しないこととなつたときは、その日から一箇月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（建築物環境衛生管理技術者の選任）

第6条 特定建築物所有者等は、当該特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行なわれるように監督をさせるため、厚生労働省令の定めるところにより、建築物環境衛生管理技術者免状を有する者のうちから建築物環境衛生管理技術者を選任しなければならない。

2 建築物環境衛生管理技術者は、当該特定建築物の維持管理が建築物環境衛生管理基準に従つて行なわれるようにするため必要があると認めるときは、当該特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものに対し、意見を述べることができる。この場合においては、当該権原を有する者は、その意見を尊重しなければならない。

参考

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）（抄）

（建築物環境衛生管理技術者免状）

第7条 建築物環境衛生管理技術者免状は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、厚生労働大臣が交付する。

一 厚生労働省令で定める学歴及び実務の経験を有する者又は厚生労働省令の定めるところによりこれと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者で、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習会（以下「講習会」という。）の課程を修了したもの

二 建築物環境衛生管理技術者試験に合格した者

2 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、建築物環境衛生管理技術者免状の交付を行わないことができる。

一 第三項の規定により建築物環境衛生管理技術者免状の返納を命ぜられ、その日から起算して一年を経過しない者

二 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しないもの

3 厚生労働大臣は、建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者が、この法律又はこの法律に基づく処分に違反したときは、その建築物環境衛生管理技術者免状の返納を命ずることができる。

4・5 （略）

（建築物環境衛生管理技術者試験）

第8条 建築物環境衛生管理技術者試験は、建築物の維持管理に関する環境衛生上必要な知識について行なう。

2～4 （略）

5 建築物環境衛生管理技術者試験は、二年以上厚生労働省令で定める実務に従事した者でなければ、受けることができない。

6 建築物環境衛生管理技術者試験の科目、受験手続その他建築物環境衛生管理技術者試験に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める